

奈良市公報

号外第5号 令和5年4月公平委員会等

令和6年3月21日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

公平委員会

月	日	番号	件名
4	20	3	奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

教育委員会

月	日	番号	件名	主管
4	19	5	奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則	教育総務課

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月20日

奈良市公平委員会

委員長 山 崙 健 二

奈良市公平委員会規則第3号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「人事係長、人材育成係長、給与係長、福利厚生係長及び会計年度任用職員係長」を「組織管理係長、人事総務係長、給与係長、福利厚生係長、会計年度任用職員係長及び主任」に、「行革推進係長及び主任」を「行革推進係長」に、「人事係、人材育成係、給与係及び会計年度任用職員係の事務職員」を「組織管理係、人事総務係、給与係、会計年度任用職員係及び人材育成室の事務職員」に改め、同表教育委員会事務局の項中「所長」を「所長 事務長」に改め、同表教育機関等の項中「教頭 事務長」を「教頭」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年4月20日揭示済)

教育委員会

奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月19日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則

奈良市児童生徒就学援助費支給規則（平成27年奈良市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「提出」を「申請」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請（以下この項において「申請」という。）をする者が、当該申請の際、当該申請に係る第9条に規定する支給対象期間の末日後においても引き続き次条第1項の規定による認定を受けることに同意をしたときは、当該期間の末日後の期間について、教育委員会は、申請があったものとみなすことができる。

第6条第1項中「当該申請」の次に「(前条第2項の規定により申請があったものとみなされる場合を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年4月19日揭示済)